

電波利用環境委員会報告 (案)

CISPR の審議状況及び
会議対処方針について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会
CISPR F 作業班

令和 7 年 7 月 28 日

目次

1	検討事項.....	1
2	委員会及び作業班の構成.....	1
3	検討経過.....	1
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について.....	1
5	CISPR 会議の開催概要等.....	3
6	総会対処方針.....	4
7	各小委員会における審議状況と対処方針.....	7
(1)	A 小委員会.....	7
(2)	B 小委員会.....	7
(3)	F 小委員会.....	7
(4)	H 小委員会.....	11
(5)	I 小委員会.....	11
8	検討結果.....	12
別添		13
1	基本的な対処方針.....	13
2	総会対処方針.....	13
3	各小委員会における対処方針.....	13
(1)	A 小委員会.....	13
(2)	B 小委員会.....	13
(3)	F 小委員会.....	13
(4)	H 小委員会.....	13
(5)	I 小委員会.....	13

- (参考資料) CISPR 規格の制定手順
(別表 1) 電波利用環境委員会 構成員
(別表 2) CISPR A 作業班 構成員
(別表 3) CISPR B 作業班 構成員
(別表 4) CISPR F 作業班 構成員
(別表 5) CISPR H 作業班 構成員
(別表 6) CISPR I 作業班 構成員

1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」について検討を行った。

2 委員会及び作業班の構成

委員会及び CISPR 各作業班の構成は別表 1～6 のとおりである。

3 検討経過

- (1) 第 23 回 CISPR A 作業班（令和 7 年 7 月 11 日）
CISPR A 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (2) 第 27 回 CISPR B 作業班（令和 7 年 7 月 29 日）
CISPR B 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (3) 第 29 回 CISPR F 作業班（令和 7 年 7 月 28 日）
CISPR F 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (4) 第 19 回 CISPR H 作業班（令和 7 年 7 月 22 日）
CISPR H 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (5) 第 19 回 CISPR I 作業班（令和 7 年 7 月 24 日）
CISPR I 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (6) 第 63 回 電波利用環境委員会（令和 7 年 8 月 20 日）
委員会報告及び報告の概要のとりまとめを行った。

4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPR は、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和 9 年に設立された組織であり、現在 IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は 41 カ国（うち 16 カ国はオブザーバー）（注）である。

CISPR において策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自己確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】

マルチメディア機器 VCCI 技術基準（自主規制）【VCCI 協会】

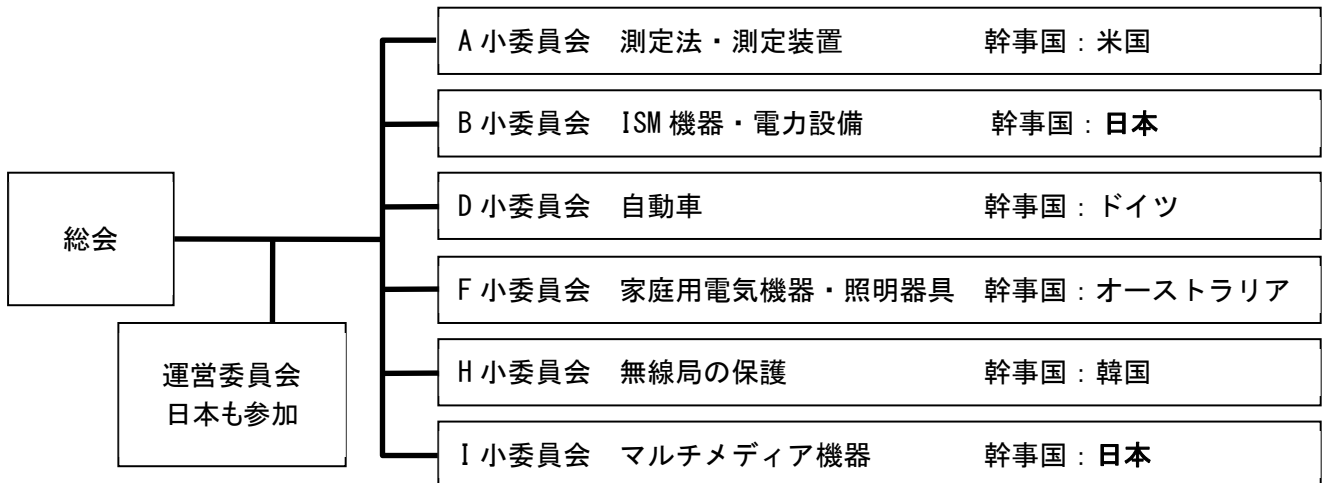
(注) オーストラリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、（オブザーバー：オーストリア、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナ）

(2) 組織

CISPR は、年 1 回開催される全体総会とその下に設置される 6 つの小委員会よ

り構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班（WG）及びアドホックグループ（ahG）等が設置されている。

B 小委員会及び I 小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B 小委員会及び I 小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B 小委員会	幹事 (Secretary)	河瀬 昇 (富士電機(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	尾崎 覚 (富士電機(株))
I 小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニーグループ(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	雨宮 不二雄 ((一財)VCCI 協会)

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度の CISPR 会議は、令和 7 年 9 月 15 日から 9 月 19 日までの間、インド ニューデリーにて開催される予定である。(B 小委員会については令和 7 年 9 月 2 日から 9 月 3 日まで、H 小委員会については令和 7 年 9 月 4 日にオンライン会議にて開催予定である。D 小委員会については 2 年ごとの開催のため非開催である。)

我が国からは、総務省、研究機関、大学、試験機関及び工業会等から●名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 6 及び 7 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会対処方針

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われる。現時点において CISPR から議題案は未着となっているところではあるが、過去の主な議題に倣い、同様の議論が行われればこれまでと同じ方向性で対処するものとし、その対処方針は以下のとおり。

(1) 40 GHz までの放射妨害波

令和元年の CISPR 上海会議において、40 GHz 帯までの基本測定法や許容値の導出については担当の A 小委員会、H 小委員会において検討が開始されているところ、総会では他の製品対応小委員会（B 小委員会、D 小委員会、F 小委員会、I 小委員会）に対しても進捗状況の報告を求めることが決定された。

これまで A 小委員会では我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案がなされ、測定法の開発が行われている。H 小委員会では 5G システム等の保護を目的とした 40 GHz までの許容値設定モデルの開発と許容値の共通エミッション規格への導入作業の開始が決定した。

A 小委員会では、43.5 GHz までの拡張について議論が行われているが、ahG 7 及び ahG 8 における審議結果が出されるまでは、40 GHz までを周波数上限とすることが決定されている。B 小委員会では 1-18 GHz の許容値のうち特に電子レンジに関して、今回の会議で修正が検討される予定である。D 小委員会では、43.5 GHz までの周波数上限の拡張は第 8 版で議論し、第 7 版では 1 GHz のままとすることが合意されている。F 小委員会では 6 GHz まで拡張した CISPR 15 第 9.1 版が発行されている。I 小委員会では、引き続き A 及び H 小委員会の検討結果待ちの状況である。

今回の CISPR 総会でも各小委員会から検討状況が報告される予定である。A 小委員会では・・・。B 小委員会では・・・。F 小委員会では・・・。H 小委員会では・・・。I 小委員会では・・・。

本件は現行の各エミッション規格における 1 GHz と 6 GHz を周波数上限としている放射妨害波測定法と許容値とも関連するため、今回の総会においても、関係する各小委員会で協調して対処する。

(2) 装置数の増加

現在の CISPR の許容値は数十年に渡って運用されてきており、十分な許容値であるとの意見がある一方、現在の CISPR 許容値は、一つの妨害源から発出されるものに対するものとなっているが、妨害源になりうる電子機器の普及により、一定の環境の中で稼働する妨害源の密度が高まってきていることから、妨害源の考え方、許容値、測定法の見直しの要否についての意見があり、CISPR 全体としての長期課題となっている。

本件に対しては、過去 3 編の関連文書（CISPR/1446/DC、CISPR/1497/DC、CISPR/1514/INF）が発行されているが「CISPR の許容値は隣家より到来するエミッションに対する無線保護を目的に定められており、自家に存在する機器からのエミッションに対する保護を目的としたものではない」、「機器の使用者は自家の機器からのエミッションについては対策できるが、隣家の機器からのエミッションについては保護を必要とする」「CISPR は、今後は自家内への影響についても議論するのか、ゴールが曖昧である」との意見が出されている。

令和 5 年度の CISPR 総会后、装置数の増加による影響についての検討を行うための作業班（WG）として CISPR/WG 4 が設立され、下記の 3 種類のカテゴリについて検討を行っていくこととなった。

- ① 異なる機種の増加による影響
- ② 同じ種類（メーカー等は異なる）の機種の増加による影響
- ③ 同じ機種（メーカー、型番が同一）の機種の増加による影響

令和 5 年度の CISPR 総会では、CISPR/WG 4 の検討状況について報告が行われるとともに、CISPR/WG 4 が独自の文書を作成することが決定した。CISPR TR 16-4-4 のパラメータを基に、「装置数の増加」に関連するパラメータや、全体の放射電界に与える影響からパラメータの見直しの必要性、また、装置間の距離・ケーブルの長さなどの関係性のある他のパラメータについても検討中であることが報告された。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

・ ・ ・

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

令和 3 年の H 小委員会総会及び全体総会において、ノルウェー国内委員会（NC）より装置の設置前後の EMC 状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があった。これに対し、我が国は、CISPR 規格においては、以下の点についてコメントした。

- ・ 一般の機器の設置者が設置の前後でその電磁環境を評価することは要求していない。
- ・ B 小委員会で規定する設置場所測定では、現在、測定法の規格を作成しているが、測定機器は CISPR 規格に適合する必要がある。

総会や運営委員会の議論を経て、A 小委員会（測定装置及び測定法）、B 小委員会（in situ におけるエミッション測定）、H 小委員会（許容値および共通エミッション規格）で合同作業班（JWG）を組織（A 小委員会がこの JWG を主導）し、装置設置前後の迅速な EMC チェックのためのガイダンスを提供するよう提案が行われた（CISPR/1476/DC）。これに対し、我が国からは、現状ではガイダンスの利用方法・実用性が不明確で、簡易な測定系・測定方法による測定結果の不確かさにより実用性が疑問視されるため、プロジェクトの拙速な立ち上げには反対意見を述べた。

各国への意見照会の結果、JWG 発足が承認され（CISPR/1485/INF）、A 小委員会に JWG 9 が設置され、令和 5 年 7 月 5 日から 6 日に第 1 回となる JWG 9 オスロ会議が開催された。我が国は、JWG 発足には以下理由で反対票を入れたが、エキスパートが参加して議論に積極的に参画している。

- ・ 現状では、測定用の機材、方法、人員、判定基準の有無、測定結果の扱い、CISPR TR 16-4-6 との切り分けなど、多く点が不明のままなので、当面静観とする（H 作業班）。
- ・ リソースの問題から JWG への参画は困難だが in situ 測定法との関連もあり動向はフォローする必要がある（B 作業班）。
- ・ 必要性について反対の立場であるがシステム設置後のエミッション評価法（必ずしも迅速とは限らない）に関してはニーズ・経験があり、情報提供の観点からの寄与は可能（A 作業班）。

オスロ会議では、「システム設置後の EMC 障害増加」、「設置者によるシステム

EMC の確認必要性」について言及されており、欧州におけるシステム設置後のコンプライアンス遵守について、今後の法令化動向に注視する必要がある。

これまで、以下の会議が開催され、システム設置後の測定法ガイダンスの TR 案が議論されている。

- ・ 第 1 回：オスロ会議 (2023. 07. 05-06)
- ・ 第 2 回：オンライン会議 (2023. 10. 07)
- ・ 第 3 回：オンライン会議 (2023. 12. 04)
- ・ 第 4 回：シドニー会議 (2024. 02. 19-20)
- ・ 第 5 回：ロンドン会議 (2024. 06. 25-26)

B 小委員会 WG 7 に日本から提案して設置場所測定法 (CISPR 37 CD 文書) に採用されている Preliminary measurement method が本 TR 案に対しても提案され、盛り込まれる予定となっている。

前回の CISPR 会議では、A 小委員会に先立って JWG 9 のオンライン会議が開催され、装置の設置事業者が Rapid emission check に取り掛かるためのフローチャート、無線業務データベースなどの情報ソースなどに関する修正が CD 案に加えられた。我が国からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例について附則書案として提案し、CD 修正案へ採用されることとなった。

A 小委員会において、放射測定と非侵襲性伝導測定に焦点を当てた CD 案を準備中であることが報告されるとともに、DC 文書 (CIS/A/1462/DC) が令和 7 年 1 月 24 日に IEC 事務局より配布されている。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

・ ・ ・

7 各小委員会における審議状況と対処方針

(1) A 小委員会

(妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定)

(2) B 小委員会

(ISM (工業・科学・医療) 機器、電力線及び電気鉄道等からの妨害波に関する規格を策定)

(3) F 小委員会

(家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定)

F 小委員会では、家庭用電気機器、電動工具及び類似の電気機器からの妨害波(エミッション)及び妨害耐性(イミュニティ)並びに照明機器の妨害波に関する許容値及び測定法の国際規格の制定・改定を行っている。F 小委員会には、第1作業班(WG 1)及び第2作業班(WG 2)の2つの作業班が設置されており、WG 1は、CISPR 14「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項」(CISPR 14-1(エミッション)及びCISPR 14-2(イミュニティ))を、WG 2は、CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」(エミッションのみ)を担当している。



F 小委員会 (家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定)

現在の主な議題は、CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部エミッション」の改定、CISPR 14-2「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第2部イミュニティ」の改定及びCISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」の改定である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部エミッション」の改定

(7) 審議状況

令和4年11月のF小委員会サンフランシスコ会議以降、WG 1において、

CISPR 14-1 第 8 版として審議する議題の整理が行われ、7 つのフラグメントに分けて第 8 版への導入に向けた CD、CDV 文書が発行されている。また、近年、空調機器を中心に家電機器の大型化が進んでいることを背景に、家庭環境では使用することがない大型機器を対象とした、クラス A 許容値を持つ新規格の作成についても審議を進めており、以下 5 点についての関心が高い。

A 電子レンジの要求事項を CISPR 11 から移管

B 小委員会において移管への賛成意見が多数であることが確認された。

CISPR 11 で規定される電子レンジに対する要求事項に変更を加えることなく、CISPR 14-1 に導入する。ただし、移管の対象はクラス B 許容値が適用される範囲に限定する。

わが国には電子レンジの製造者が多数存在するため関心が高い。

B 無線機能を持つ製品の試験

無線機能を持つ製品の試験方法を新たに規定する。各小委員会、各製品規格で個別に試験方法が検討され、それぞれ少しずつ異なっている現状の中で、CISPR/1525A/INF の内容に留意しながら、CISPR14-1 対象製品の実情を踏まえた対応を行う。

C 日本エキスパートからの提案

・電流プローブの使用方法

エアコンの室内機・室外機間接続線の Auxiliary port 測定において、機器間接続線と冷媒配管への電流プローブの取り付け方が測定結果に影響を与える問題を解決する方法を検討・提案している。

・妨害波電力測定セットアップ

日本の家電製品に多い、電源線とアース線を別に持つ製品の測定方法・セットアップが規定されていないため、これを新たに提案している。また、妨害波電力測定時の被測定ケーブル高さの規定が CISPR 14-1 と CISPR 16-2-2 で微妙に異なるため、これを CISPR 16-2-2 に整合させる提案をしている。

D GHz 帯の放射測定に、APD 測定の導入

・GHz 帯の放射測定に、CISPR 32 に導入検討を進めている APD 測定を導入することが提案されている。

E エミッションの新規格の名称

CISPR 14-1 では取り扱えないクラス A 許容値を持つ規格の新規作成について検討が開始されている。

新規作成される規格番号については CISPR 14-3 とする意見が多数を占めており、Q 文書 (CIS/F/883/Q) を発行して各国国内委員会 (NC) に対して意見照会が行われ、CIS/F/891/RQ においても大多数の支持が確認された。また、近く NP (新業務項目提案) の発行が予定されている。

尚、CIS/F/883/Q におけるタイトル案は、以下の通り。

CISPR 14-3 Electromagnetic compatibility - Requirements for household appliances, electric tools and similar apparatus - Part 3: Particular emission requirements for Professional Equipment for

Commercial and Light-Industrial Locations

(イ) 対処方針

A 電子レンジの要求事項を CISPR 11 から移管

CIS/F/887/CDV において修正提案無く賛成した。また CDV は反対票無く可決されているので、FDIS への移行を支持する。

B 無線機能を持つ製品の試験

CISPR/1525A/INF においては、相互干渉による放射エミッションの発生を根拠に無線機能を作動させて放射妨害波の測定を行うことを推奨しているが、CISPR 14-1 の対象となる製品においてはこれまでにそのような事象が発生していないことから、無線機能をスタンバイ状態での測定を認める閾値（無線出力値）を設けることとしている。米国における FCC 受験において Wi-Fi モジュールを内蔵するエアコンにおいて、無線機能の作動状態における放射妨害波測定結果への影響がない（差異が無い）ことからこの方針に沿って審議を進める。

C 日本エキスパートからの提案

電流プローブに関する提案は CIS/F/892/CD において反映され、妨害波電力測定に関する提案は次の CD に反映されることとなっている。規格化されるまでフォローしていく。

D GHz 帯の放射測定に、APD 測定の導入

さらなる審議が必要とされ、2nd CD が発行される予定であり、動向を注視する。

E エミッションの新規格の名称

F 小委員会 WG 1 イタリア会議(2025.7.1~3)において、CISPR 14-1、CISPR 14-2、CISPR 14-3 としてのタイトル見直しが審議され、その結果がプレナリ会議で報告されて審議を行うこととなっている。タイトル変更を支持する。タイトル変更案は以下の通り。

14-1 – Electromagnetic compatibility – Appliances, electric tools and similar apparatus – Part 1: Emission requirements for household and similar residential locations

14-3 – Electromagnetic compatibility – Appliances, electric tools and similar apparatus – Part 3: Emission requirements for professional equipment for commercial and light-industrial locations

14-2 – Electromagnetic compatibility – Appliances, electric tools and similar apparatus – Part 2: Immunity

また、CISPR 14-1 と CISPR 14-3 のスコープについて、CISPR 14-1 フラグメント 1 の第 3 CD および CISPR 14-3 の NP を確認し、CISPR 14-2 のタイトルとの整合性をふまえて我が国の意見に沿って対処する。

イ CISPR 14-2「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第 2 部イミュニティ」の改定

(7) 審議状況

CISPR 14-1 と同様、F 小委員会 サンフランシスコ会議以降、WG 1 において、CISPR 14-2 第3版 修正1として審議する議題整理が行われた。その後、2度目のCD（委員会原案）について審議を行っている。

A 要求事項の修正

ファストトランジェント（・バースト）試験及び注入電流試験で、AC 及びDC ポートの試験に対して必ず CDN を使用する要求であったものを廃止、注入電流試験で、信号及びDC ポートに対する試験レベルを1V から3V に変更、IEC 61000-4-34 の導入など、他の CISPR 規格との整合性を高める変更が多く採用されており、これらを CISPR 14-2 第3版 修正1に導入する方針で審議されている。

(4) 対処方針

A 要求事項の修正

2度目のCD 内容に沿って審議を進める。また、CD に対するコメント内容からCDV（投票用委員会原案）への移行可否判断があれば、これを支持する。

ウ CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」の改定

(7) 審議状況

CIS/F/837/CDV ~ CIS/F/839/RVC での CDV 文書の可決を受け、CIS/F/851/FDIS が令和6年5月に発行された。この FDIS 文書に対しては、反対票1で可決され、CISPR 15 第9版 修正票1が令和6年7月に発行された。

また、電流プローブ試験法で、EUT のディファレンシャルモード電流が極端に大きく流れているローカルワイヤードポートでは、測定結果のばらつきが非常に大きくなることが、ドイツおよび日本からの測定結果を含めて令和5年11月のWG 2 中間会議で報告された。

A CISPR 15 第9版修正1の発行確認

前回 F 小委員会会議では、CISPR 15 第9版修正1が令和6年7月に発行されていることが報告され、メンテナンス期間として、安定期間が令和8年に設定された。

B 修正2に関するアクションプランの確認

修正2のメンテナンスに対する検討項目の確認

前回 F 小委員会会議では、修正2の詳細についての言及はなかったが、CISPR 15 第9版に対する ISH:2019 は新規に発行された修正1に盛り込まれていることが確認され、廃止することが承認された。また、新規発行のために審議している、CISPR 15 第9版に対する電流プローブ試験法の改善に係る解釈文書（ISH）について、発行することが承認された。

C CISPR 15 における電流プローブ試験法の改善

上記Bで検討された ISH が電流プローブの試験方法改善に関して、F 小委員会から A 小委員会に対して、適正な測定方法の究明及び、応急的に対処するための ISH を CISPR 15 として発行することに関する意見照会のレター

を送付した。これに対して A 小委員会から F 小委員会へ 11 月末に回答があり、A 小委員会で 2 月末までに修正方法を検討し、F 小委員会と共有することとなった。

(4) 対処方針

A CISPR 15 第 9 版修正 1 の発行確認

CISPR 15:2018 の修正 1:2024 の発行を確認し、安定期間が令和 8 年のままであることを確認する。

B 修正 2 に関するアクションプランの確認

ISH 文書の廃止について前回の F 小委員会で承認されているが、令和 7 年 6 月時点では有効状態となっている。この廃止に関する手続きについての確認を行う。また、修正 2 に向けた項目について、過去の審議過程での未決項目を取りまとめた文書について WG 2 内で紹介されている。修正 2 に対する、今後の審議の推進方法について確認する。

C CISPR 15 における電流プローブ試験法の改善

A 小委員会から回答された 2 月末を過ぎ、令和 7 年 6 月末時点でも A 小委員会からは本件について未回答の状況であるが、WG 2 として CIS/F/902/DC を発行し、電流プローブ法に関する ISH 文書の内容確認を行っており、審議状況の確認を行うとともに、A 小委員会からの回答状況を確認する。

(4) H 小委員会

(無線業務保護のための妨害波に関する規格を策定)

(5) I 小委員会

(情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格及びイミュニティに関する規格を策定)

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申（案）を取りまとめた。

別添

諮問第3号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和63年9月26日諮問）のうち「CISPR会議 対処方針」（案）

1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項2から3に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

2 総会对処方針

＜6における対処方針の結論部分のみ記載＞

3 各小委員会における対処方針

(1) A小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(2) B小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(3) F小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(4) H小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(5) I小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(別表 4)

CISPR F 作業班 構成員 名簿

(令和7年7月28日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主 任	やました ひろはる 山下 洋治	(一財)電気安全環境研究所 技術部 統括担当部長
主任代理	たかおか ひろゆき 高岡 宏行	(一社)日本照明工業会
構 成 員	いのうえ まさひろ 井上 正弘	(株)東陽 EMC エンジニアリング 委託技術顧問
"	おおたけ ひろかず 大武 寛和	(一社)日本照明工業会 委員
"	かんの しん 菅野 伸	NTT アドバンステクノロジー(株) マテリアル&ナノテクノロジー・ ビジネス本部 環境ビジネス部門 EMC 担当
"	きたやま ようへい 北山 洋平	(一財)日本品質保証機構 師勝 EMC 試験所 試験員
"	とくだ まさみつ 徳田 正満	東京大学大学院 新領域創成科学研究科先端エネルギー工学専攻 大崎研究室 客員共同研究員
"	なかの よしたか 中野 美隆	(一社)日本電機工業会 家電部技術課 担当課長
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	はしもと あきのり 橋本 明記	日本放送協会 技術局システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	ひらとも よしみつ 平伴 喜光	(一社)KEC 関西電子工業振興センター
"	まえかわ やすのり 前川 恭範	ダイキン工業(株) 滋賀製作所空調生産本部商品開発グループ
"	みつづか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所 電磁環境・較正事業本部電磁環境試験部試験グループ 主任技師
"	やまなか ゆきお 山中 幸雄	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所電磁波標準研究センター電 磁環境研究室 特別研究員

(計 14 名)